

第2次小牧市地域福祉活動計画

(案)

社会福祉法人 小牧市社会福祉協議会

もくじ

第1章 活動計画の考え方

1 基本的な考え方	1	(3) 目標達成状況がわかる進捗状況管理	2
(1) 基本目標である「地域福祉計画」の実実施計画	1		
(2) 具体的な実行計画として重点事業を明確化	1	2 地域福祉活動の構想（6つの重点事業）	3

第2章 活動計画（6つの重点事業）

重点事業1 地域座談会の実施	4	重点事業4 災害時要援護者支援体制の構築	12
(1) 地域座談会の開催	4	(1) 災害時要援護者への支援体制づくり	12
(2) ご近所福祉ネットワークモデル事業の指定地区へ向けて	4	(2) 地域での災害救援訓練の実施	12
◆事業の推進と役割	5	◆事業の推進と役割	13
重点事業2 ボランティア土壌の育成・支援	6	重点事業5 ネットワーク委員の養成・育成	14
(1) ボランティア活動の活性化	6	(1) ネットワーク委員	14
(2) ボランティア活動の調整	7	(2) ネットワーク委員養成研修会の開催	15
(3) 地域住民参加型サービス（ボランティアリアクション）の育成・支援	7	(3) モデル事業の実施地区で試行	15
◆事業の推進と役割	8	◆事業の推進と役割	16
重点事業3 要援護者の見守りネットワーク事業	9	重点事業6 ご近所福祉ネットワークモデル事業	17
(1) 要援護者実態把握と地域要援護者台帳の作成	9	(1) ネットワーク委員会	17
(2) 見守りボランティア養成講座の実施	9	(2) 交流活動	20
(3) 見守りシステムの構築	9	(3) 支え合い活動	21
◆事業の推進と役割	11	◆事業の推進と役割	22

第1章 活動計画の考え方

1 基本的な考え方

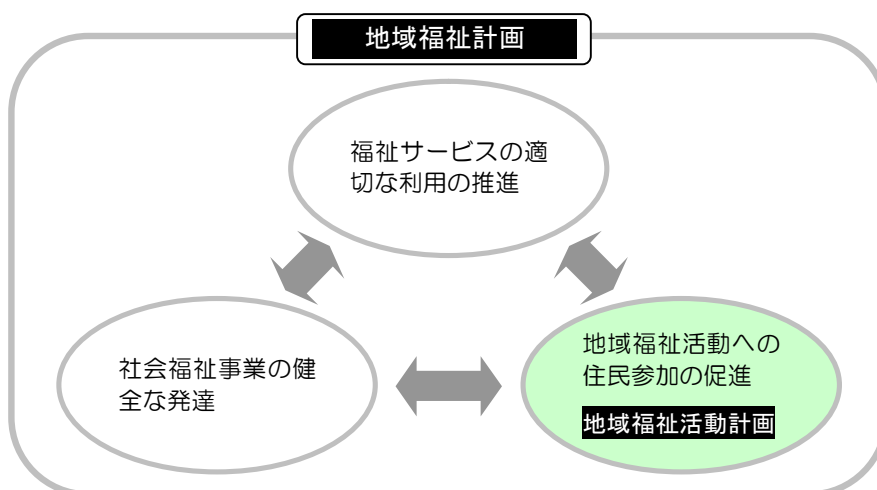
この計画の策定および計画の推進にあたり、次の考え方を基本とします。

(1) 基本目標である「地域福祉計画」の実施計画

地域福祉活動計画は、「地域福祉計画」に基づき、その理念を具体的に実施するための計画です。ただし、第1期の「地域福祉計画（基本計画）→地域福祉活動計画（実施計画）」から、さらに一体感を強め、次のように位置づけました。

すなわち、地域福祉計画の3要素のうち、具体的な地域福祉活動への住民の参加促進の部分を担当する計画としました。

図表1 地域福祉計画の位置づけ

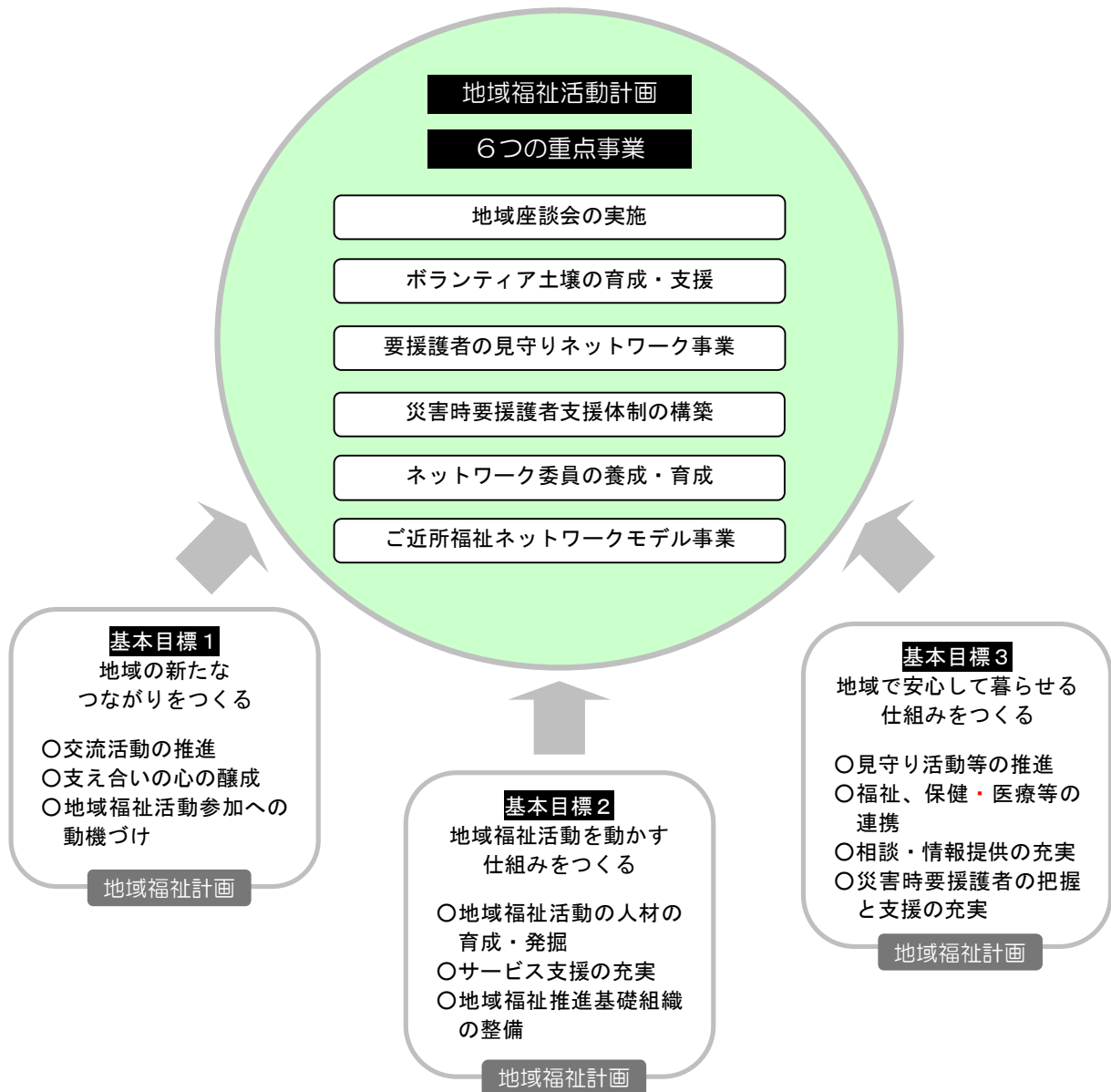


(2) 具体的な実行計画として重点事業を明確化

地域福祉活動計画では、「地域福祉計画」が示す3つの基本目標に基づき事業を展開していきます。具体的には、市民がどのようなことに取り組んでいくのかわかりやすくするため、重点事業を6つに絞り、その事業の実施についての計画とします。

したがって、「地域福祉計画」に掲げた1つの基本目標、1つの施策それぞれに対して活動計画の取り組みがあるのではなく、活動計画の1つの取り組みの中にくつもの施策が関連することになります。また、6つの事業も相互に関連を持たせながら進めることを考えています。

図表2 6つの重点事業の位置づけ

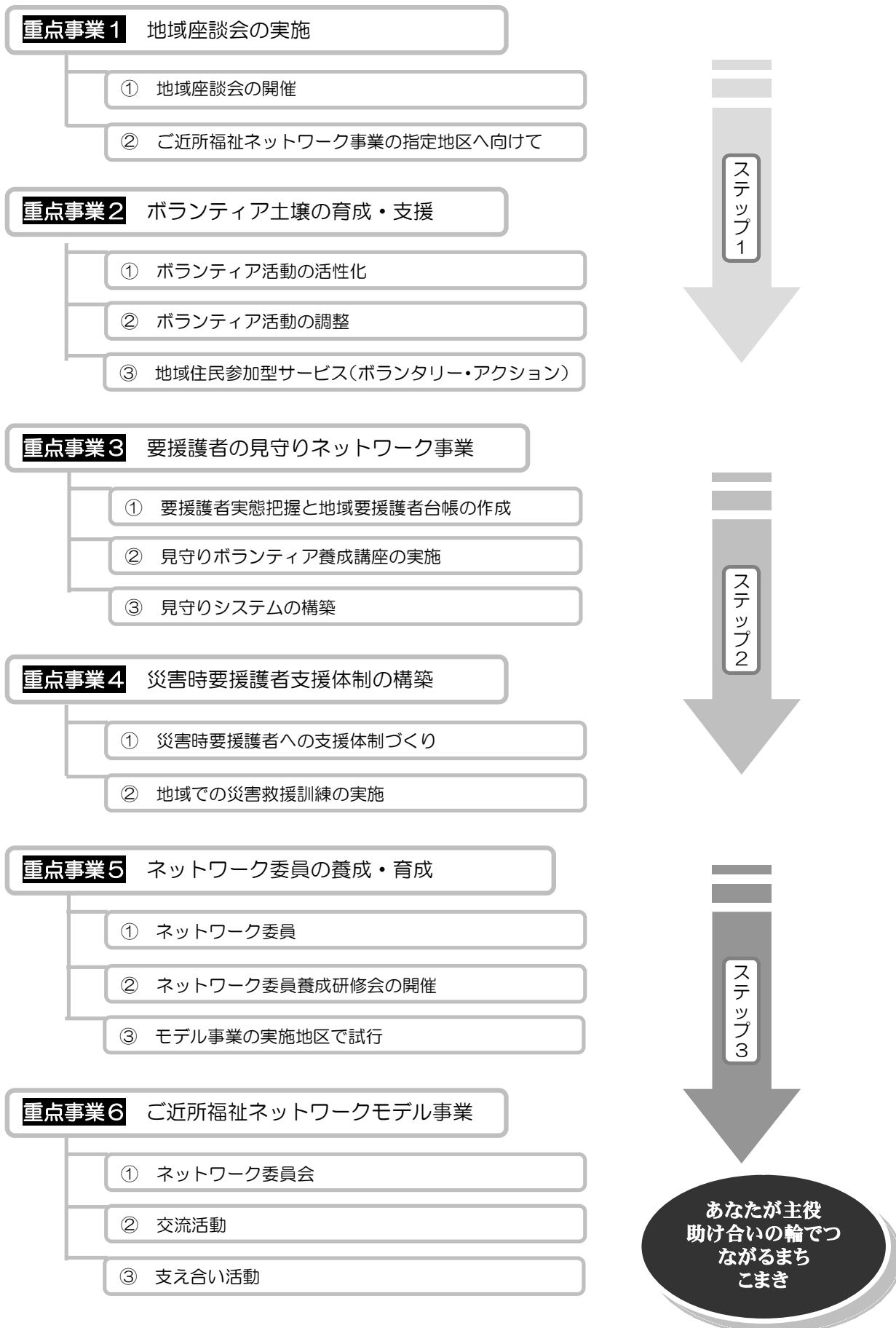


(3) 目標達成状況がわかる進捗状況管理

この計画は具体的な実行計画となっていますので、到達目標を数量や具体的な内容で表し、その達成状況が確認しやすいようにします。

なお、6つの重点事業は互いに関連していますが、大きくはステップ1、ステップ2、ステップ3と段階的に進めていくことになると考えています。その目標は、基本理念に掲げた「あなたが主役 助け合いの輪でつながるまち こまき」の実現です。

2 地域福祉活動の構想（6つの重点事業）



第2章 活動計画（6つの重点事業）

重点事業1 地域座談会の実施

基本目標1において、地域座談会の開催を盛り込んでいます。この計画づくりの過程で開催した地域座談会において、福祉課題に対して地域住民はそれぞれの立場で様々な活動に取り組んでいますが、お互いに知らないでいることや、福祉課題を共有する場がないことが浮き彫りになりました。そのため、今後も継続的に地域座談会を開催し、地域の横のつながりを意識的に築き、福祉課題の解決に向けて効果的な取り組みを検討する場としていきます。

(1) 地域座談会の開催

計画策定の過程で実施した地域座談会については、継続して開催することを望む声があることから、今後も開催し、目標としては、自主的に定期開催できるよう支援していきます。

地域の福祉課題の洗い出しと課題の共有、解決策の検討及び学習等を行う場とします。継続的に実施することにより、地域住民の福祉意識を高め、地域活動参加への動機づけともしていきます。

(2) ご近所福祉ネットワークモデル事業の指定地区へ向けて

ご近所福祉ネットワークモデル事業（後出の重点事業6参照。以下「モデル事業」といいます。）の指定については、小学校区を単位として考えています。ご近所福祉ネットワーク委員会（以下「ネットワーク委員会」といいます。）の立ち上げに先立ち、地域座談会を開催し、地域住民のモデル事業への理解を深めるとともに、モデル事業の進め方、ネットワーク委員会やネットワーク委員（後出の重点事業5参照）のあり方、取り組む活動の内容などについての意見を出し合い、事業開始に向けて機運を高めていきます。

事業の推進と役割

図表 3 地域座談会の年度計画と目標

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	5年後の到達点
・地域座談会	課題の洗い出し	解決策の検討	ネットワーク委員会の立ち上げ			地域座談会の定期開催

地域の役割

- 地域座談会に積極的に参加します。
- 地域座談会の自主的な定期開催をめざします。

社協の役割

- 地域座談会の開催を支援します。
- モデル事業指定地区については、ネットワーク委員会立ち上げに向けた内容の地域座談会を開催します。

市の役割

- 社会福祉協議会と協力して、地域座談会の開催を支援します。

重点事業2 ボランティア土壌の育成・支援

基本目標2では、地域福祉活動の担い手としてボランティアの育成が盛り込まれています。現在も市内では数多くのボランティアが活動を行っていますが、今後も多種多様な地域課題に対して必要なボランティアを育成します。特に、増え続けるひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯では、日常生活上のちょっとしたことで困られることがあります。そのような“ちょっとした助け合い”をご近所同士でおこなうことができる方法や住民の意識づくりについて検討する必要があります。

(1) ボランティア活動の活性化

ボランティア活動をしている方の中には、経験の差だけでなくボランティア活動への温度差や意識の違いがあります。より多くのボランティアに「ボランティア活動の意義や必要性」についての理解を深めていただくとともに、活動を続けることのモチベーションを高めるために、『ボランティアの想いをつなぐグループミーティング』を開催します。

○ボランティアの士気の高揚のために、活動種別ごと（高齢者・障がい者・児童等）に、ボランティアが一堂に会して行う交流会を開催します。

○ボランティア意識の高い方が、ボランティアをはじめて間もない方等へ「意義」「必要性」等を伝える場を提供します。

また、本市には三世代奉仕団の一つとして各中学校にジュニア奉仕団があります。1,000人を超える団員と、300人を超える世話人が登録しており、募金活動、福祉施設訪問など様々な奉仕活動が行われています。しかし、中学校卒業と同時にボランティアから遠ざかるのが現状です。中学生地域福祉意識調査でも、ボランティア活動に参加したほとんどの生徒が「参加してよかった」「楽しかった」を選択しているにもかかわらず、「中学校卒業後もボランティア活動を継続したいか」という問いかけには、7割が「わからない」を選択しています。このため、中学校卒業後もボランティア活動を継続することができる機会を設けるとともに、ジュニア奉仕団卒団生のボランティアグループとして組織化を図ります。

例1) 児童を対象とした活動（児童館活動、放課後子ども教室等）への協力

例 2) 福祉に関するイベントへの協力

例 3) 福祉系大学のボランティア活動への体験参加

例 4) 自治会(区)で開催される運動会や三世代交流会等への協力

(2) ボランティア活動の調整

多種多様化する地域課題の中には、公的サービスだけでなくボランティア活動によって解決することができる場合もありますが、そのためには課題を抱えた住民とボランティアとの間を取り持つ調整役は不可欠です。

○地域の中で調整するボランティア活動

ネットワーク委員を中心に、地域の中で調整を行います。

○社会福祉協議会が関わって調整するボランティア活動

小牧市社会福祉協議会ボランティアセンターが、課題解決の依頼に個別に対応します。

(3) 地域住民参加型サービス（ボランタリーアクション）の育成・支援

住民同士が自発的に取り組む活動では、活動を継続するために無償では支障のあるものや、支援を受ける側が気兼ねなく利用できることが求められます。そこで、地域活動を活性化していくための手段として、ポイント制や有償などの方法について検討します。

また、重点事業3で示す要援護者の見守り支援システム（図表5）において、簡単な庭の草引きや部屋の片づけなどの軽微な日常生活支援については、ネットワーク委員会の中で協議します。

事業の推進と役割

図表 4 ボランティア土壤の育成・支援の年度計画と目標

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	5年後の到達点
ボランティアの想いをつなぐグループミーティング	→					
	高齢・障がい・児童等に種別を分けて開催					
ジュニア奉仕団卒団生の組織化と活動の継続	→					卒団生の組織化と自主活動の展開
	卒団生の意向確認	組織化活動開始				
地域住民参加型サービス・検討会の開催			→			必要に応じ仕組みづくりを行う
			座談会などで必要性について検討	必要があれば仕組みづくりを行う		

地域の役割

○地域座談会などで課題を見つけ、必要に応じて解決のための地域住民によるボランティア活動、住民参加型サービスを展開します。

社協の役割

- 福祉ニーズ、生活ニーズの把握に努め、ボランティア活動の活性化に努めます。
- 課題を抱えた住民とボランティアとの調整を、継続しておこないます。
- モデル事業の中で、公的サービスだけでは解決できない生活課題に対し、地域における住民理解と福祉関連組織との連携を基本とした、新たなお助けサービスを検討していきます。

市の役割

○ボランティア活動を活性化していくための仕組みや支援のあり方について検討します。

重点事業3 要援護者の見守りネットワーク事業

基本目標3において、見守り活動等の推進、災害時要援護者の把握と支援の充実が盛り込まれています。少子・高齢化の急速な進展に伴い、今後ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯が増加してきています。また、障がいがあっても自立して地域で暮らす人も増えていきます。

これらの人々の中には、地域での支援を必要としている人や、緊急時の対応に不安を抱えている人が少なくありません。しかし、個人情報保護法の規制などで表面には現れず、地域のどこに支援を必要とする人がいるのかわからない状態です。

このため、地域住民のお互いの助け合い意識で、要援護者の台帳を整備し、日頃から見守りづきあいを続け、孤立死がないように努めます。

(1) 要援護者実態把握と地域要援護者台帳の作成

災害時要援護者についての把握は市が行っていますが、これらの情報は基本的には地域で共有することはできません。したがって、地域福祉活動に必要な情報については、地域住民の同意の下に地域で把握する必要があります。既に地域の要援護者台帳づくりの取り組みが始まっている地区もあり、この取り組みを他地区へ広げていきます。

(2) 見守りボランティア養成講座の実施

地域で支援を必要とする人が把握できても、地域での見守り活動をおこなうためには、身近な地域の支援員（見守りボランティア）が必要になります。このため、社会福祉協議会において、ボランティア活動に必要な基礎知識や緊急時の対応等についての講座を開催し、人材の確保を図ります。

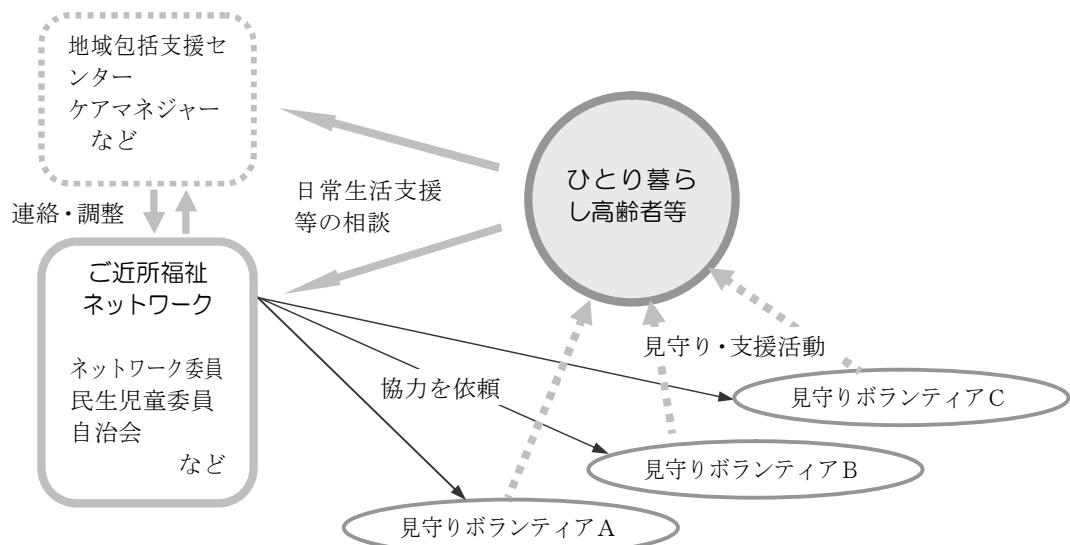
(3) 見守りシステムの構築

介護保険のサービスや障がい福祉サービス等を利用するほどではないが、日常生活に不安のあるひとり暮らし高齢者や障がいのある人にとっては、日常の軽微な支援や、ゆるやかな見守りが必要です。このため、できる限り地域で自立した暮らしが送れるよう、地域住民による見守りシステムを構築します。

また、介護や医療のサービスが必要な場合には、専門性の高い公的サービスの利用へとつないでいきます。

この見守り支援システムは、重点事業4の「災害時要援護者支援体制の構築」の重要な部分を担うことになると思います。また、重点事業2の「ボランティア土壌の育成・支援」の中の「地域住民参加型サービスの育成・支援」とも関連します。

図表5 見守りシステムのイメージ



事業の推進と役割

図表6 見守りネットワーク事業の年度計画と目標

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	5年後の到達点
見守りネットワーク ・実態把握 ・台帳作成 ・見守り活動	情報の集約 地域実状の調査 (1地区)	呼びかけ、ボランティアの養成	見守り活動の実施	情報の集約 地域実状の調査 (1地区)	呼びかけ、ボランティアの養成	見守り活動の実施

地域の役割

- 地域福祉活動の必要性を理解し、できる限り情報の共有に協力します。
- 見守りボランティアとして協力します。

社協の役割

- 地域の実状を把握する調査を実施する地区の支援を行います。
- 見守りボランティア養成講座を開催し、地域で支援する人材の確保を図ります。

市の役割

- 地域包括支援センターは、地域と連携して支援を必要とする高齢者の把握に努め、見守り活動を推進します。介護サービスや権利擁護の必要な人については、適切なサービスが利用できるよう支援します。
- ひとり暮らし高齢者等の見守りサービスの充実を検討します。

重点事業4 災害時要援護者支援体制の構築

基本目標3に災害時要援護者の把握と支援の充実が盛り込まれています。平成23年3月11日に起きた「東日本大震災」は、自然災害の驚異と同時に、災害時における住民同士の助け合いの大切さを再認識させてくれました。近い将来、東海地震、東南海地震、南海地震の三連動地震の発生により、大規模な被害が予想されており、本市においても、これまで以上に充実した支援体制を構築することが求められます。このため、関係機関を巻き込んだ災害時の支援体制と併せ、身近な地域での支援体制の強化を推進していきます。

(1) 災害時要援護者への支援体制づくり

東日本大震災を目の当たりにして、災害への備えは非常に大きな関心となっています。防災関係機関、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設、自治会、自主防災組織やボランティア組織などが連携して、災害時要援護者のさらなる支援体制の充実を図ります。

地域福祉の観点からは、社会福祉協議会において災害ボランティアコーディネーターの養成講座を引き続き開催します。コーディネーターは平常時においても訓練や啓発活動を行い、災害への備えを推進します。


(2) 地域での災害救援訓練の実施

災害時要援護者の把握については、重点事業3の要援護者の見守りネットワーク事業などにより、地域住民の協力で地域要援護者台帳の作成を進め、要援護者に関する情報の共有を図ります。

普段から避難方法や聴覚障がい者への情報提供の徹底などについての話し合いを行うとともに、できる限り要援護者と地域の支援員（見守りボランティアなど）も参加する地区での要援護者救援訓練、避難所における訓練を実施します。

事業の推進と役割

図表 7 災害時要援護者支援体制の構築の年度計画と目標

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	5年後の到達点
災害時要援護者支援体制の構築 ・ 地区要援護者救援訓練			 地区での救援訓練の実施			年1回程度地域で開催

地域の役割

- 地区要援護者救援訓練に積極的に参加します。
- 災害ボランティアコーディネーターの養成講座に参加します。
- 災害時要援護者を地域で支援する活動に参加します。

社協の役割

- 災害ボランティアコーディネーター養成講座を開催し、人材の養成に努めます。
- 地区での要援護者救援訓練を実施します

市の役割

- 市全体の災害時要援護者の把握を行うとともに、避難体制の整備を図ります。

重点事業5 ネットワーク委員の養成・育成

基本目標2において、地域における福祉活動の推進役として、また、社会福祉協議会などと地域住民のパイプ役、継続的に活動できる人材として「（仮称）福祉推進員」を育成していくことが盛り込まれています。活動計画では、内容を少しでもイメージできるように「ネットワーク委員」という表現を用いました。「ご近所福祉ネットワーク」は、地域の支え合いの輪をつなぐ意味合いを有しており、また、重点事業6の「ご近所福祉ネットワーク委員会」において中心となって地域活動を推進する人材という意味をもっています。

(1) ネットワーク委員

他市の社会福祉協議会では、福祉推進員、福祉協力員などの名称で、小地域での福祉活動を推進する地域の協力員を設けているところがあります。役割や位置づけもそれぞれの地域で異なっています。

本市においては、今後モデル事業を通して具体的な役割を明確にしていくこととなりますが、次のような役割を想定・期待しています。

①主な役割Ⅰ：地域内コーディネート『地域における福祉活動の推進役となる』

○問題の発見・把握	地域住民の福祉的な課題や希望を聞く。
○地域福祉活動の企画	地域住民の福祉問題を解決するための方策を、地域のボランティアグループや自主活動実践者と共に検討する。

②主な役割Ⅱ：地域外コーディネート『地域と市・社協とのパイプ役となる』

○関連機関との連絡調整	自治会(区)内の福祉問題に対して、その解決のために、市・市社協・地域包括支援センター等の専門機関との調整を行う。
○地域福祉活動の理解促進	ネットワークの委員として、他地区のネットワーク委員と交流する。

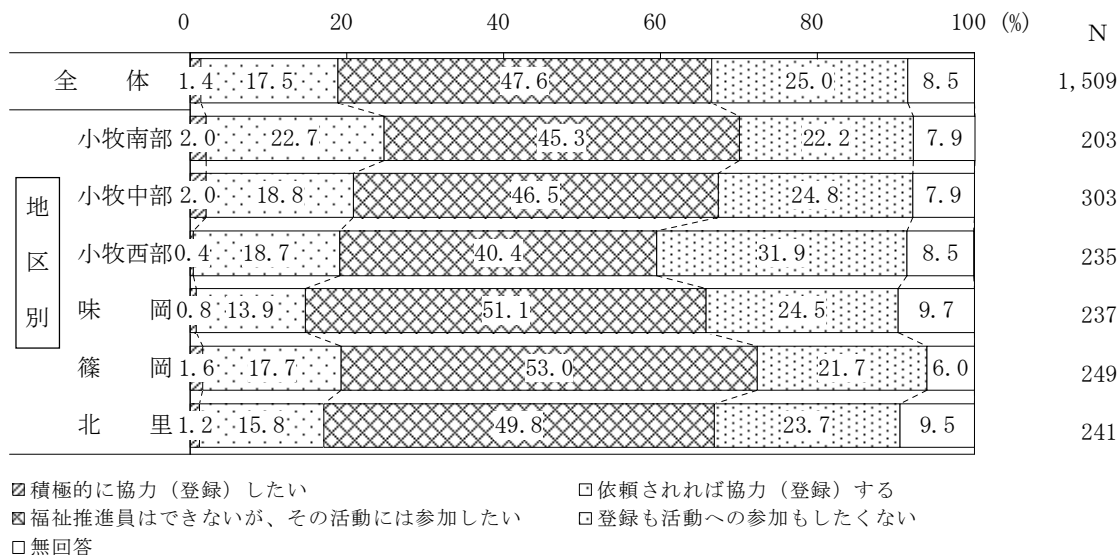
③主な役割Ⅲ：地域福祉活動の実践

○住民参加型サービスやボランティア活動への参画	コーディネートのみならず、実際に福祉的な問題を解決する活動メンバーとなる。
-------------------------	---------------------------------------

(2) ネットワーク委員養成研修会の開催

アンケート調査によると、「福祉推進員の制度があれば、あなたは協力（登録）したいと思いますか」という設問に対して、「積極的に協力（登録）したい」「依頼されれば協力（登録）する」の合計は、いずれの地区も20%前後ありました。

図表8 福祉推進員制度への協力



区長経験者、民生児童委員、高齢者・障がい者・児童を支援するボランティア、既に地域で住民自主活動に携わっている人等を対象として、福祉に関する知識や、本市の福祉活動の状況や課題、ネットワーク委員の役割や先進地の状況、本計画の趣旨等についての研修会を開催します。修了者に対しては、ネットワーク委員としてネットワーク委員会やその活動への協力を依頼していきます。

(3) モデル事業の実施地区で試行

ネットワーク委員養成研修は、モデル事業を実施する地区を皮切りとして開催していきます。

ネットワーク委員の役割については、(1)に示した内容を想定していますが、モデル事業を実施する中で、人数、活動範囲、福祉関係者や社会福祉協議会との関係、必要な支援等についての課題を把握し、改善を図っていきます。

事業の推進と役割

図表 9 ネットワーク委員の養成・育成の年度計画と目標

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	5年後の到達点
ネットワーク委員の養成・育成 ・ネットワーク委員養成研修の開催	次期モデル事業実施地区にて開催。10名養成	→	次期モデル事業実施地区にて開催。20名養成 (延べ30名)	→	次期モデル事業実施地区にて開催。20名養成 (延べ50名)	モデル事業実施地区へのネットワーク委員の設置

地域の役割

○モデル事業の実施地区においては、民生児童委員、区長経験者、ボランティア等は、積極的にネットワーク委員養成研修会に参加し、ネットワーク委員会立ち上げに協力します。

社協の役割

- モデル地区を中心に、ネットワーク委員養成研修会を順次開催していきます。
- ボランティア団体等への参加・協力を呼びかけます。
- ネットワーク委員の位置づけ、活動内容等について、モデル事業等を通して、引き続き検討・改善を図ります。

市の役割

○区長会をはじめ関係団体等への協力を呼びかけます。

重点事業6 ご近所福祉ネットワークモデル事業

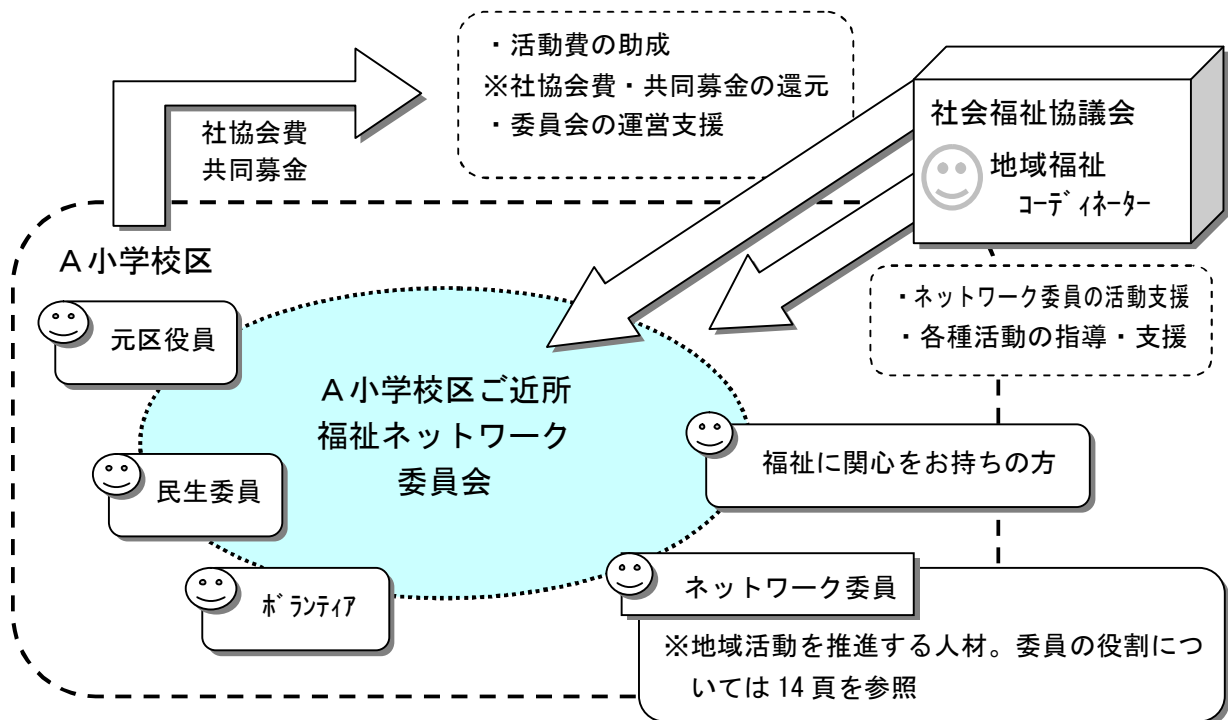
基本目標2において、地域福祉を推進するためには、地域に福祉活動を推進する母体が必要であることから、地域住民、ボランティア団体、福祉関係者などが話し合いを行いながら地域福祉推進基礎組織について検討をしていくこととしています。

本市では、まだこのような組織がないため、モデル地区を指定して試行的に事業に取り組み、このモデル事業の成果を反映してステップアップを図りながら進めていきます。いずれにしても、この母体が、今後の本市における地縁型の地域福祉活動の核になると考えています。

(1) ネットワーク委員会

小学校区を単位に住民による「ネットワーク委員会」を構築し、地域の福祉課題の集約と、それに対する解決策を住民同士で話し合うとともに、具体的な活動に取り組み、住民相互の横のつながりづくり、要援護者を支える仕組みづくりを進めていきます。

図表10 ネットワーク委員会のイメージ図



ネットワーク委員会のねらいは、地域福祉活動の推進母体をつくることですが、その背景には次のような課題がありました。

- ①地域福祉活動に参加する気持ちはあるが活動に結びついていない
- ②地域の福祉課題を話し合い、具体的活動を起こして解決していく仕組みが少ない
- ③自治会（区）を中心とする福祉活動は、役員に負担が重なる。また、リーダーとなる区長が1～2年で交替してしまい継続性が担保されない
- ④現在地域にある資源をサービス等に結びつけていく必要がある
- ⑤社会福祉協議会が地域福祉活動を支援していくためには、現状ではきめ細かな活動支援や連携が取りにくい
- ⑥地域福祉活動の助成の仕組みを見直す必要がある など

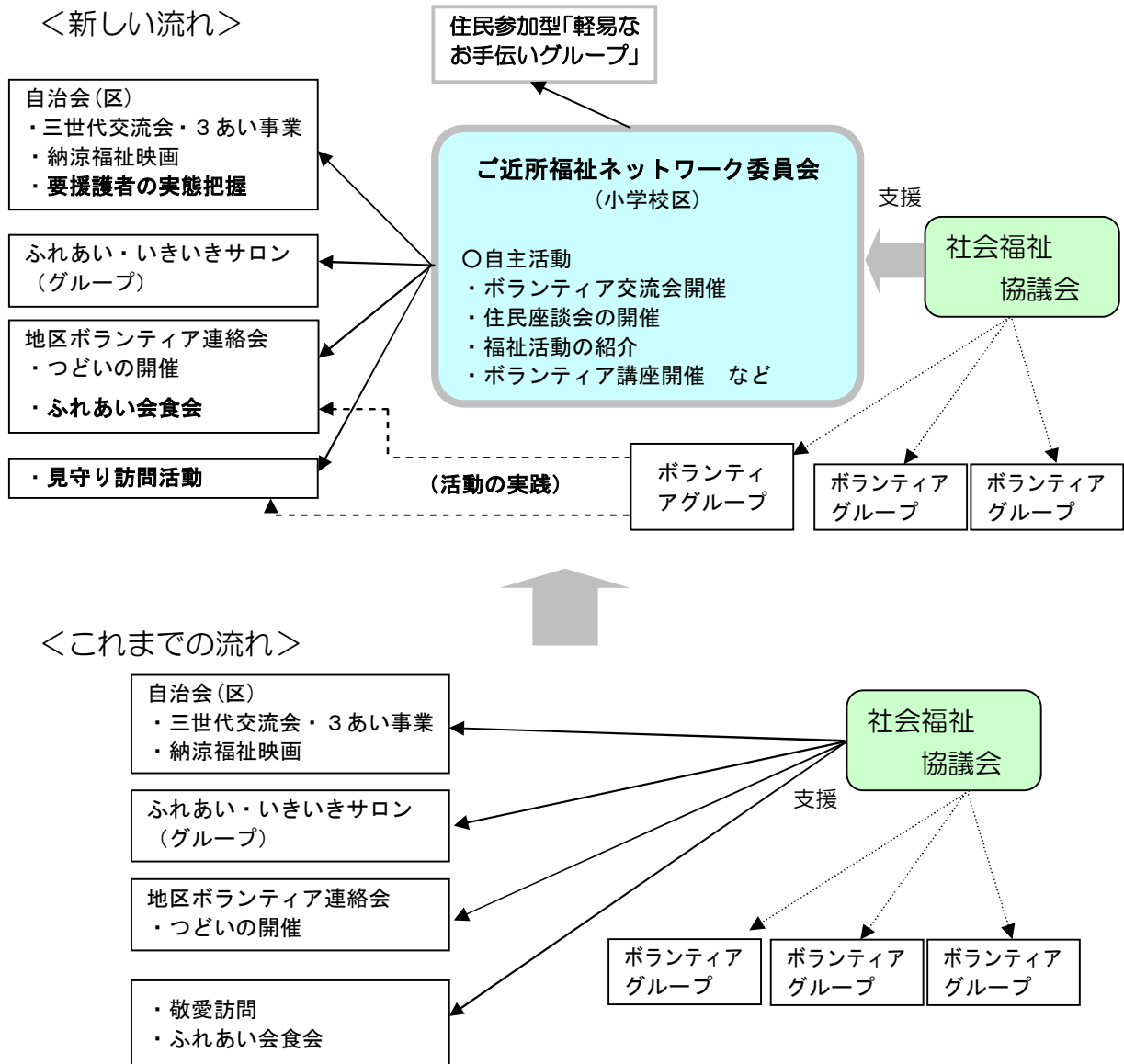
これらの課題を踏まえて取り組むこととしたネットワーク委員会の活動内容を整理すると、おおむね次のように区分されると考えています。

図表11 ネットワーク委員会の活動内容

主な活動	例えば
1. 情報交換とネットワークづくり	・自治会（区）から選出されたネットワーク委員の情報交換
	・異なる活動をしているボランティアの交流
	・民生児童委員や主任児童委員とボランティア等との交流
	・世代間の交流の促進
2. 地域で行う福祉活動に協力できる人材の発見と養成	・ボランティア講座の開催
	・福祉について学ぶ機会の開催
3. 地域での福祉的な活動についての広報活動	・委員会だよりの発行 ・回覧板での活動案内や実施報告（成果発表）
4. その他、地域の福祉向上のための取り組みや、地域住民の福祉への関心・理解が深まり、連帯感を高める活動	・高齢者や障がい者等の声を聞く等の、“当事者懇談会”を開催する ・住民参加型サービスの検討

ご近所福祉ネットワーク委員会ができることにより、これまで社会福祉協議会が行ってきた活動資金の助成は、この委員会を経由する場合があります。

図表12 ネットワーク委員会等への小牧市社会福祉協議会の支援



図表13 ネットワークモデル事業の年度計画と目標

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	5年後の到達点
ネットワークモデル事業			★指定 1小学校区 (合計1地区)	→	★指定 2小学校区 (合計3地区)	地域福祉推進基礎組織の確立 自主的な活動の始動

ネットワーク委員会を中心に、自治会（区）と協議しながら、次のような交流活動や支え合い活動を推進していきます。

なお、これらの活動はすべての地域で一律に行われるのではなく、実践の主体となる自治会（区）またはネットワーク委員会によって検討され、それぞれの地域の判断によって必要な活動に取り組んでいきます。

(2) 交流活動

地域住民同士の横のつながりをつくり、新しい地縁社会の形成を目指します。こうした日常のつながりづくりが、いざという時の結束力、行動力を生みます。

図表14 交流活動のメニュー（例）

具体的な活動	目的・内容
①あいさつ運動	・住民同士の助け合いのはじめの一歩として
②三世代交流会	・世代間交流の促進
③納涼福祉映画会	・地域の誰もが楽しめる機会として
④コミュニティカフェ	・住民が気軽に立ち寄り、お茶を飲みながら、つながりを築けるような「縁側」づくり

*事例紹介

三世代交流会

平成22年度は62区で開催。内容はもちつき大会や会食会など。この三世代交流会をご近所福祉ネットワーク委員会を通じて地域内で開催されていない区へも広めていく。



(3) 支え合い活動

地域内の子どもやお年寄りが安心して暮らせるように、住民がお互いに支え合い、助け合える活動に取り組みます。

図表15 支え合い活動のメニュー（例）

具体的な活動	目的・内容
①見守り・声かけ活動	・問題の早期発見と早期対応のために
②ふれあい・いきいきサロン	・閉じこもり予防 ・住民同士の交流
③暮らしの助け合い活動	・隣近所によるちょっとしたお手伝い
④ふれあい会食会	・地域の誰もが楽しめる機会として ・孤食にならないように
⑤子育てクラブ	・共働き世帯の増加などに伴い、子ども会の運営がむずかしくなっている。このため、子どもの親以外の地域住民が子ども会の運営など子育て支援を行う

*事例紹介

ふれあい・いきいきサロン

平成22年度は市内19カ所で開催されている。地区の公民館等で定例開催されているサロンは、年間206回開催。高齢者等を対象としており、関わるボランティアのアイデアで、茶話会や会食会、レクリエーション等を行い、気軽に楽しく無理なくふれあうことのできる場をつくっている。



小松寺団地区サロン



篠岡地区サロン

事業の推進と役割

図表16 ネットワークモデル事業の年度計画と目標

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	5年後の到達点
<ul style="list-style-type: none"> ・三世代交流会 ・納涼福祉映画会 ・ふれあいサロン ・ふれあい会食会 ・あいさつ運動 ・コミュニティカフェ ・子育てクラブ 	目標65地区 目標10地区 目標20ヶ所 目標6ヶ所	目標68地区 目標13地区 目標23ヶ所 目標8ヶ所	モデル地区で話し合い、選択して実施する			H24・25年度は現行の事業拡大。モデル地区はH26年度以降は取り組む事業、回数を決めて実施する

地域の役割

- 地域座談会等に積極的に参加し、地域の福祉課題の把握や共有に努めます。
- モデル事業実施地区においては、ネットワーク委員会の立ち上げに参加・協力します。
- 地域の課題について話し合い、必要な活動を企画・提案して実施します。
- 地域住民は、区や小学校区で行う交流活動や支え合い活動に積極的に参加します。

社協の役割

- ネットワーク委員会立ち上げやモデル事業に必要な予算の確保、制度的な準備を行います。
- 地域座談会、ネットワーク委員の研修会等を行い、モデル地区の機運を高め、立ち上げに向けた支援を行います。
- ネットワーク委員の活動支援、運営支援を行います。

市の役割

- 社会福祉協議会と協力して、ネットワーク委員会立ち上げに向けた支援を行います。
- モデル事業の取り組みについて、広報に努めていきます。